

# 那覇航空交通管制部管理棟建替整備等事業

## 入札説明書に関する質問及び回答

No	該当箇所					タイトル	質問	回答
	頁	項						
1	3	3	(6)	②		事業概要 事業期間等	平成 19 年 1 月中旬に行われる第二次審査資料に関するヒアリングにおいて、事業者側で出席可能な人数をご提示願います。	代表企業の他、設計、建設、解体、維持管理及び事業計画の各々について、責任ある回答のできる方の出席をお願いしたいと考えています。出席人数については、最大 8 名程度を考えています。 なお、ヒアリングの詳細については、第二次審査資料提出後に代表企業へ通知します。
2	4	4	(1)	⑤		競争参加資格 基本的要件	「資本面において関連のある者」の中に p.54(1)⑨(ア)資本関係(B)に記載のある「親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合」は含まれないと考えて宜しいでしょうか。	「資本面において関連のある者」の中には、同一の株主により、各々、総株式の議決権の過半数を超える議決権を保有されている、又は資本金の総額の 100 分の 50 を超える出資を受けている企業同士の関係にある場合も含まれるものとご理解ください。
3	4	4	(1)	⑤		競争参加資格 基本的要件	親会社を同じくする子会社同士の関係にある企業 A と企業 B 並びに親会社 C が同じ応募グループに存在する場合、親会社の企業 C が建設業務又は工事監理業務を担当しなければ企業 A が建設業務、企業 B が工事監理業務を担当することは応募グループとして競争参加資格を満たすものと考えて宜しいでしょうか。	No2 の回答を参照ください。
4	4	4	(1)	⑥		競争参加資格 基本的要件	ここで言うやむを得ない理由とは、具体的にどのような場合が該当するのでしょうか。ご教示ください。	現時点では具体的な想定はしていません。
5	4	4	(1)	⑥		競争参加資格 基本的要件	第二次審査資料提出期日から落札者決定までの期間以外で代表者、構成員、協力会社のいずれかが、航空局長より指名停止の処分を受けたことにより、代表企業、構成員、協力企業のいずれかの変更が必要となった場合は、「国が認めた場合」に該当するのでしょうか。	該当しません。
6	6	4	(3)	③		競争参加資格 設計者の参加資格要件	基本設計業務のみの設計実績または実施設計業務のみの設計実績のいずれかが(ア)または(イ)の要件を満たせば、実績として判断して宜しいでしょうか。	基本設計のみの実績は要件を満たさないものとします。実施設計のみの実績については、要件を満たすものとします。
7	6	4	(3)	③		競争参加資格 設計者の参加資格要件	平成 7 年度以前に基本設計が完了し、平成 7 年度以前に実施設計に着手～平成 8 年度以降に完了した場合は、実績として判断して宜しいでしょうか。	実績とは平成 8 年 4 月 1 日以降から一次審査資料の提出日までに完成・引き渡しを完了した業務と解釈してください。
8	6	4	(3)	③		競争参加資格 設計者の参加資格要件	平成 7 年度以前に基本設計に着手し、平成 8 年度以降に基本設計、実施設計が完了した場合は、実績と判断して宜しいのでしょうか。	No7 の回答を参照ください。

No	該当箇所					タイトル	質問	回答
	頁	項						
9	6	4	(3)	③		競争参加資格 設計者の参加資格要件	「平成8年度以降に」とは平成8年4月1日から第一次審査資料の提出締切日までに設計業務が完了していれば、施設の建設工事の完成・引渡しが完了していない場合でも、実績として判断して宜しいでしょうか。	No7の回答を参照ください。
10	6	4	(3)	③		競争参加資格 設計者の参加資格要件	第一次審査審査資料の提出締切日において実施設計を行なっている場合は、実績として判断して宜しいのでしょうか。	No7の回答を参照ください。
11	6	4	(3)	③	(7)	競争参加資格 設計者の参加資格要件	設計者に求められる設計実績として『(ア)「官庁施設の総合耐震計画基準」(平成8年10月24日)に示される耐震安全性の分類が構造体Ⅱ類以上かつ延べ床面積5,000㎡以上の庁舎』とありますが、民間施設で上記の基準を充足している建築物であれば、『(イ)前項と同等以上と国が認める建築物』として認められるものと理解してよろしいでしょうか。	(7)に示す「耐震安全性の分類が構造体Ⅱ類以上の庁舎」とは国又は地方自治体の構造体Ⅱ類以上の庁舎を指し、(イ)の「前項と同等以上と国が認める建築物」とは、発電所、電話局等の施設、またその中央監視所等の管理施設、電算機センター等、災害時に機能保持が必要とされ、その機能が他に波及する施設で延べ床面積5,000㎡以上かつ保有水平耐力を割増す等の耐震安全性に考慮した建築物と解釈して下さい。
12	6	4	(3)	③	(7)	競争参加資格 設計者の参加資格要件	「設計の実績」について、基本設計のみ、または実施設計のみの実績でも宜しいでしょうか。また、「平成8年度以降」とは、設計完了時が平成8年度以降であれば宜しいでしょうか。	No6及びNo7の回答を参照ください。
13	6	4	(3)	③	(7)	競争参加資格 設計者の参加資格要件	「官庁施設の総合耐震計画基準」に示される耐震安全性の分類が構造体Ⅱ類以上かつ延べ床面積5,000㎡以上の庁舎とありますが、ここでいう庁舎とは国及び地方自治体等の建物と理解するのでしょうか。	No11の回答を参照ください。
14	6	4	(3)	③	(イ)	競争参加資格 設計者の参加資格要件	設計者の参加資格要件にて、「前項と同等以上と国が認める建築物」とありますが、具体的な基準をご提示下さい。	No11の回答を参照ください。
15	6	4	(3)	③	(イ)	競争参加資格 設計者の参加資格要件	(7)に示す耐震安全性の分類が構造体Ⅱ類以上とは、「大地震罹災後に構造体の大規模な補修を施すことなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られる建物」を意味し、大地震罹災時に企業または地域の災害応急対策活動拠点として供される建物や多数の者が利用する施設であれば、延べ床面積5,000㎡以上の民間企業または第三セクター発注の建物用途が事務所の新築工事であれば資格要件を満たすものと考えて宜しいでしょうか。	No11の回答を参照ください。
16	6	4	(3)	③	(イ)	競争参加資格 設計者の参加資格要件	(7)と同等以上と国が認める建築物としてどの様な建築物をお考えなのかご教示ください。	No11の回答を参照ください。
17	6	4	(3)	③	(イ)	競争参加資格 設計者の参加資格要件	「前項と同等以上と国が認める建築物」の基準等を具体的にご教授下さい。	No11の回答を参照ください。

No	該当箇所					タイトル	質問	回答
	頁	項						
18	6	4	(3)	④		競争参加資格 設計者の参加資格要件	『設計業務を複数の者が分担して行う場合にあつては、いずれの者も上記①から③の要件を満たしていること』とありますが、この解釈について、設計業務を分担して行う複数の者全てが、下記の例のように、その所掌する設計範囲において、③の(ア)もしくは(イ)を充足する必要があると理解してよろしいでしょうか。  例) 構造設計を担当するA社⇒構造設計に関する実績 意匠設計を担当するB社⇒意匠設計に関する実績 設備設計を担当するC社⇒設備設計に関する実績	設計業務を複数の者が分担して行う場合、意匠、構造、設備を担当する各者は①及び②の要件を満たすとともに、それぞれ担当する分野での③の設計実績を有する必要があります。
19	6	4	(3)	⑤	(7)	競争参加資格 設計者の参加資格要件	一級建築士を配置できる場合には、当該建築士は「上記③に示す実績」を有する必要はないと理解してよろしいでしょうか。 (「上記③に示す実績」を有する必要があるのは、一級建築士ではないが一級建築士と同等の能力を有する者のみでしょうか)	一級建築士であっても③に示す実績を必要とします。
20	6	4	(3)	⑤	(4)	競争参加資格 設計者の参加資格要件	建築設備士を配置できる場合には、当該設備士は「上記③に示す実績」を有する必要はないと理解してよろしいでしょうか。(「上記③に示す実績」を有する必要があるのは、建築設備士ではないが建築設備士と同等の能力を有する者のみでしょうか)	建築設備士であっても(5)⑤に示す実績を必要とします。
21	6	4	(3)	⑤		競争参加資格 設計者の参加資格要件	設計を数社で共同して行う場合、その中の1社が基準を満たす技術者を配置すればよいと考えて宜しいですか。	ご理解のとおりです。
22	6	4	(3)	⑤		競争参加資格 設計者の参加資格要件	技術者の配置人数は建築担当者が1名、建築設備担当者が1名、の計2名との理解で宜しいでしょうか。 また、仮に(ア)、(イ)にて表記される2つの資格について、両方を有する技術者を配置できる場合、配置者は建築担当、設備担当の兼務者として計1名でも宜しいでしょうか。	いずれの実績要件を満たす技術者を配置出来る場合は1名で構いません。
23	6	4	(4)	③	(4)	競争参加資格 工事監理者の参加資格要件	工事監理者の参加資格要件にて、「前項と同等以上と国が認める建築物」とありますが、具体的な基準をご提示下さい。	No11の回答を参照ください。

No	該当箇所					タイトル	質問	回答
	頁	項						
24	6	4	(4)	③	(イ)	競争参加資格 工事監理者の参加資格要件	(ア)に示す耐震安全性の分類が構造体Ⅱ類以上とは、「大地震罹災後に構造体の大規模な補修を施すことなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られる建物」を意味し、大地震罹災時に企業または地域の災害応急対策活動拠点として供される建物や多数の者が利用する施設であれば、延べ床面積 5,000 m <sup>2</sup> 以上の民間企業または第三セクター発注の建物用途が事務所の新築工事であれば資格要件を満たすものと考えて宜しいでしょうか。	「事務所」は認めません。 No11 の回答を参照ください。
25	6	4	(4)	③	(イ)	競争参加資格 工事監理者の参加資格要件	(ア)と同等以上と国が認める建築物としてどのような建築物をお考えなのかご教示ください。	No11 の回答を参照ください。
26	6	4	(4)	③	(イ)	競争参加資格 工事監理者の参加資格要件	「前項と同等以上と国が認める建築物」の基準等をご教授下さい。	No11 の回答を参照ください。
27	6	4	(4)	③		競争参加資格 工事監理者の参加資格要件	平成 7 年度以前に着工した工事の監理に着手し、平成 8 年度以降に完了した工事監理業務を実績として判断して宜しいでしょうか。	No7 の回答を参照ください。
28	6	4	(4)	③		競争参加資格 工事監理者の参加資格要件	第一次資格審査資料の提出締切日において工事監理を行っている場合は、実績として判断して宜しいでしょうか。	No7 の回答を参照ください。
29	6	4	(4)	⑤	(ア)	競争参加資格 工事監理者の参加資格要件	「工事監理の実績」について、「平成 8 年度以降」とは、工事監理完了時が平成 8 年度以降であれば宜しいでしょうか。	No7 の回答を参照ください。
30	7	4	(4)	⑤	(ア)	競争参加資格 工事監理者の参加資格要件	一級建築士を配置できる場合には、当該建築士は「上記③に示す実績」を有する必要はないと理解してよろしいでしょうか。 (「上記③に示す実績」を有する必要があるのは、一級建築士ではないが一級建築士と同等の能力を有する者のみでしょうか)	No19 の回答を参照ください。
31	7	4	(4)	⑤	(イ)	競争参加資格 工事監理者の参加資格要件	建築設備士を配置できる場合には、当該設備士は「上記③に示す実績」を有する必要はないと理解してよろしいでしょうか。 (「上記③に示す実績」を有する必要があるのは、建築設備士ではないが建築設備士と同等の能力を有する者のみでしょうか)	No20 の回答を参照ください。
32	7	4	(4)	⑤		競争参加資格 工事監理者の参加資格要件	技術者の配置人数は建築担当が 1 名、建築設備担当が 1 名、の計 2 名との理解で宜しいでしょうか。 また、仮に (ア)、(イ) にて表記される 2 つの資格について、両方を有する技術者を配置できる場合、配置者は建築担当、設備担当の兼務者として計 1 名でも宜しいでしょうか。	No22 の回答を参照ください。

No	該当箇所					タイトル	質問	回答
	頁	項						
33	7	4	(5)	④	(ア)	競争参加資格 建設者の参加資格要件	延べ床面積 5,000 m <sup>2</sup> 以上の庁舎とありますが、ここでのいう庁舎とは国及び地方自治体等の建物と理解するのでしょうか。	(ア)に示す「延べ床面積 5,000 m <sup>2</sup> 以上の庁舎」とは、国又は地方自治体の庁舎を指し、宿舍、公営住宅等は含まないと解釈してください。
34	7	4	(5)	④	(イ)	競争参加資格 建設者の参加資格要件	(ア)に示す延べ床面積 5,000 m <sup>2</sup> 以上であれば、民間企業または第三セクター発注の建物用途が事務所の新築工事であれば資格要件を満たすものと考えて宜しいでしょうか。	基本にご理解のとおりですが、(イ)前項と国が同等以上と認める建築物となります。
35	7	4	(5)	④	(イ)	競争参加資格 建設者の参加資格要件	(ア)と同等以上と国が認める建築物としてどのような建築物をお考えなのかご教示ください。	延べ床面積 5,000 m <sup>2</sup> 以上で、No11 の回答に掲げる用途に供する建物（耐震安全性は問わない）、病院等救護施設、学校等教育・文化・社会福祉施設、危険物を貯蔵・使用する施設、オフィスビルを指し、宿舍、公営住宅、マンション等は含まないと解釈してください。なお、発注者は問いません。
36	7	4	(5)	④	(イ)	競争参加資格 建設者の参加資格要件	「前項と同等以上と国が認める建築物」の基準等をご具体的にご教授下さい。	No35 の回答を参照ください。
37	7	4	(5)	④		競争参加資格 建設者の参加資格要件	(ア)延べ床面積 5,000 m <sup>2</sup> 以上の庁舎とは、自治体庁舎並びにその付帯庁舎（議会棟・ホール棟・計算センターなど）も含まれますか。	いずれの用途も要件を満たしますが、1棟で 5,000 m <sup>2</sup> 以上の建物である必要があります。
38	7	4	(5)	④		競争参加資格 建設者の参加資格要件	(イ)前項と同等以上と国が認める建築物の基準を具体的にお示しください。	No35 の回答を参照ください。
39	7	4	(5)	④		競争参加資格 建設者の参加資格要件	平成 8 年度以降に以下に示すいずれかの元請工事の実績を有すること、とありますが、この実績とは工事の完了、引渡を要求しているものではなく、現在施工中の工事であっても認められると考えて宜しいでしょうか。	No7 の回答を参照ください。
40	7	4	(5)	④		競争参加資格 建設者の参加資格要件	平成 8 年度以降に以下に示すいずれかの元請工事の実績を有すること、とありますが、平成 8 年 3 月末日以前に工事着手し、平成 8 年 4 月以降に竣工した工事は、実績の対象となると考えてよろしいでしょうか。	No7 の回答を参照ください。
41	7	4	(5)	⑤	(ア)	競争参加資格 建設者の参加資格要件	「・・・冷凍能力 100 トン以上の冷凍機の設置」とありますが、冷凍機単体ではなく、複数台の合算値が 100 トン以上でも良いと理解してよろしいでしょうか。 具体的には、共用水蓄熱方式で空冷ヒートポンプチャラー（法定冷凍能力 58.44 トン/台×4 台＝合計 233.76 トン）を蓄熱時及び昼間の追従運転時に同時運転させているシステムの施工実績は、資格要件を満たしていると理解してよろしいでしょうか。	ひとつの冷熱源システムとして設置され、冷水配管系統が共通な複数台の冷凍機のシステムであれば、ご理解のとおりです。なお、冷凍能力の確認は「高圧ガス製造施設完成検査証」の写しにて確認しますので、様式 2-7-3 の実績を証明できる資料としてその写しを提出ください。
42	7	4	(5)	⑤	(ア)	競争参加資格 建設者の参加資格要件	中央熱源方式以外の方式との併用の場合は、該当しないのでしょうか。ご教示ください。	併用であっても、実績要件を満たす設備規模であれば該当します。

No	該当箇所					タイトル	質問	回答
	頁	項						
43	8	4	(5)	⑤	(イ)	競争参加資格 建設者の参加資格要件	「空調設備の下吹き出し方式による空調機」とは、たとえばパッケージエアコンの天井吊下カセット型室内機、天井吊下カセット型ファンコイルユニットなどが相当するとの認識でよろしいでしょうか？	下吹き出し方式とは、床下送風方式による空調機と理解してください。
44	7	4	(5)	⑤		競争参加資格 建設者の参加資格要件	平成 8 年度以降に、以下に示す全ての要件を満たす空調設備工事の元請けとしての実績を有することとありますが、この実績とは工事の完了、引渡を要求しているものではなく、現在施工中の工事であっても認められると考えてよろしいでしょうか。	No7 の回答を参照ください。
45	7	4	(5)	⑤		競争参加資格 建設者の参加資格要件	平成 8 年度以降に、以下に示す全ての要件を満たす空調設備工事の元請けとしての実績（更新工事）を有することとありますが、改修工事は要件に該当すると考えてよろしいでしょうか。	工事件名が改修工事となっても、工事の中で要件を満たす設備の設置（更新工事）がなされていれば該当します。
46	7	4	(5)	⑤		競争参加資格 建設者の参加資格要件	平成 8 年度以降に以下に示す以下に示す全ての要件を満たす空調設備工事の元請けとしての実績を有すること、とありますが、平成 8 年 3 月末日以前に工事着手し、平成 8 年 4 月以降に竣工した工事は、実績の対象となると考えてよろしいでしょうか。	No7 の回答を参照ください。
47	7	4	(5)	⑤		競争参加資格 建設者の参加資格要件	「国がこれと同等と認める工事实績を有すること。」の同等の基準等を具体的にご教授下さい。	(ア) に示す「熱源設備」の実績要件について、設備内容が地域冷暖房施設 (DHC) より冷水を受け、複数台の冷水ポンプを有するシステムであり、冷水の受入れ能力が 530kW 以上の設備規模を有する場合は、同等と判断いたします。 なお、(イ) 「空調設備」及び(ウ) 「自動制御設備」については必須条件であり、同等と認める実績要件はありません。
48	7	4	(5)	⑥	(ア)	競争参加資格 建設者の参加資格要件	延べ床面積 5, 0 0 0 m <sup>2</sup> 以上の庁舎とありますが、ここでのいう庁舎とは国及び地方自治体等の建物と理解するのでしょうか。	No33 の回答を参照ください。
49	8	4	(5)	⑥	(ア)	競争参加資格 建設者の参加資格要件	工事实績は官庁工事・民間工事のどちらでも良いという認識でよろしいでしょうか？	No33 及び No35 の回答を参照ください。
50	7	4	(5)	⑥	(イ)	競争参加資格 建設者の参加資格要件	(ア) に示す延べ床面積 5, 0 0 0 m <sup>2</sup> 以上であれば、民間企業または第三セクター発注の建物用途が事務所の新築工事であれば資格要件を満たすものと考えてよろしいでしょうか。	No34 の回答を参照ください。
51	7	4	(5)	⑥	(イ)	競争参加資格 建設者の参加資格要件	(ア) と同等以上と国が認める建築物としてどの様な建築物をお考えなのかご教示ください。	No35 の回答を参照ください。
52	8	4	(5)	⑥	(イ)	競争参加資格 建設者の参加資格要件	「前項と同等以上と国が認めた建築物」とありますが、どのような建物が該当するのか、用途や概要など具体例をお示しただけませんか？	No35 の回答を参照ください。

No	該当箇所					タイトル	質問	回答
	頁	項						
53	8	4	(5)	⑥	(イ)	競争参加資格 建設者の参加資格要件	「前項と同等以上と国が認める建築物」の基準等を具体的にご教授下さい。	No35 の回答を参照ください。
54	7	4	(5)	⑥		競争参加資格 建設者の参加資格要件	平成 8 年度以降に以下に示すいずれかの電気設備工事の元請けとしての実績を有すること、とありますが、この実績とは工事の完了、引渡を要求しているものではなく、現在施工中の工事であっても認められると考えて宜しいでしょうか。	No6 の回答を参照ください。
55	7	4	(5)	⑥		競争参加資格 建設者の参加資格要件	平成 8 年度以降に以下に示すいずれかの電気設備工事の元請けとしての実績を有すること、とありますが、平成 8 年 3 月末日以前に工事着手し、平成 8 年 4 月以降に竣工した工事は、実績の対象となると考えてよろしいでしょうか。	No6 の回答を参照ください。
56	8	4	(5)	⑥		競争参加資格 建設者の参加資格要件	「電気設備工事」の施工実績には、改修工事の実績も含まれるのでしょうか？	改修工事は含みません。
57	8	4	(5)	⑥		競争参加資格 建設者の参加資格要件	国発注の学校、劇場または宿舎について、「(イ)前項と同等以上と国が認めた建築物」として認められますでしょうか。ご教示願います。	学校、劇場は認めますが、宿舎は認めません。
58	8	4	(5)	⑥		競争参加資格 建設者の参加資格要件	国発注の庁舎で、(ア)に示す 5,000 m <sup>2</sup> を若干下回る工事実績(4,956 m <sup>2</sup> )の場合、「(イ)前項と同等以上と国が認めた建築物」として認められますでしょうか。ご教示願います。	認めません。
59	8	4	(5)	⑥		競争参加資格 建設者の参加資格要件	民間発注の工事についても、「(イ)前項と同等以上と国が認めた建築物」として認められるケースもありますでしょうか。認められる場合、その判断基準について、具体的にご教示願います。	No35 の回答を参照ください。
60	8	4	(5)	⑥		競争参加資格 建設者の参加資格要件	上記のケースで、民間発注の工事が認められる要件として、発注者が、親会社や親会社を同じくする子会社であるか否かは問わない、との理解で宜しいでしょうか。ご教示願います。	親会社や親会社を同じくする子会社であるか否かは問いません。
61	8	4	(5)	⑥		競争参加資格 建設者の参加資格要件	第 3 セクター発注の地域センター・文化センターについて、「(イ)前項と同等以上と国が認めた建築物」として認められますでしょうか。ご教示願います。	認めます。
62	8	4	(5)	⑧	(ア)	競争参加資格 建設者の参加資格要件	一級建築施工管理技士の資格を有する技術者、あるいはこれと同等の能力と経験を有する技術者、とありますが、一級建築士の資格を持つ者は、同等の能力と経験を有する技術者にあたりますか。	同等の能力と経験を有する技術者にあたります。
63	8	4	(5)	⑧	(カ)	競争参加資格 建設者の参加資格要件	「(B)上記⑥に示す実績を有する技術者」とは、⑥の工事において、現場代理人、主任技術者、監理技術者または担当技術者のいずれかの役割を担っていれば、要件は満たすとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	該当箇所					タイトル	質問	回答
	頁	項						
64	8	4	(5)	⑧	(ウ)	競争参加資格 建設者の参加資格要件	⑥の工事において、現場代理人として従事した際、二級電気工事施工管理技士であったものが、現在一級の資格を有する場合、技術者としての要件を満たすとの理解で宜しいでしょうか。	資格要件を満たして担当した工事のみを実績として認めます。
65	8	4	(5)	⑧		競争参加資格 建設者の参加資格要件	建設者は次に掲げる要件を満たす主任技術者又は監理技術者を配置できることとありますが、本件については、建設業法第26条2項の規定に該当する場合は、監理技術者資格者証の交付を受けた監理技術者を建築、管、電気工事それぞれに、専任で配置しなければならないと考えて宜しいでしょうか。	建設業務を複数の者が分担して行なう場合、監理技術者にあつては監理技術者資格者証又は監理技術者資格者講習終了証を有する者を、各々の担当する工事業ごとに専任で配置する必要があります。 なお、各工事業を1者で行なう場合は、それぞれ必要な資格及び実績を全て満たす技術者であれば、兼務する事は可能です。
66	8	4	(5)	⑧		競争参加資格 建設者の参加資格要件	(イ)の管工事業と、(ウ)電気工事業にそれぞれ必要な資格及び実績を全て満たす技術者であれば、管工事と電気工事業を兼務して1名で担当させる事は可能でしょうか。	管工事業と電気工事業を1者で行なう場合は、それぞれ必要な資格及び実績を全て満たす技術者であれば、管工事業と電気工事業を兼務する事は可能です。なお、No65の回答も参照ください。
67	8	4	(5)	⑧		競争参加資格 建設者の参加資格要件	(ア)～(ウ)における、これと同等以上の能力と経験を有する技術者とは、具体的にどのような場合が該当するのでしょうか。ご教示ください。	同等以上の能力とは次に示すものです。 (ア)建築工事業一級建築士の免許を有する者又は国土交通大臣もしくは建設大臣が一級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者 (イ)管工事業技術士(機械部門(選択科目を「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とする者)、水道部門、衛生部門又は総合技術監理部門(選択科目を「機械-流体力学」、「機械-暖冷房及び冷凍機械」、「水道」又は「衛生工学」とする者)に合格した者)又は国土交通大臣もしくは建設大臣が一級管工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者 (ウ)電気工事業技術士(電気・電子部門、建設部門又は総合技術監理部門(選択科目を「電気・電子」又は「建設」とする者)又は国土交通大臣もしくは建設大臣が一級電気工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者 主任技術者の同等以上の経験については、建設業法第7条第2号のとおりです。 監理技術者にあつては特に問いません。
68	8	4	(6)			競争参加資格 解体者の参加資格要件	解体者については、工事の実績、技術者の要件等はないと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
69	8	4	(6)			競争参加資格 解体者の参加資格要件	解体撤去業務の工事監理者は、常駐する必要があるのでしょうか。	常駐する必要はありません。
70	8	4	(7)	②		競争参加資格 維持管理者の参加資格要件	「建築設備点検保守業務」「建築設備運転監視業務」とありますが、業務要求水準書の「建築物点検保守業務」「設備運転監視業務」と解釈して宜しいでしょうか。	「建築設備点検保守業務」とは要求水準書2節(2)設備の点検保守、「建築設備運転監視業務」は要求水準書3節と解釈ください。

No	該当箇所					タイトル	質問	回答
	頁	項						
71	8	4	(7)	③		競争参加資格維持管理者の参加資格要件	親会社の業務を分社化した100%出資子会社がある場合、当該子会社の業務実績を親会社の業務実績とみなし親会社の参加資格があると理解して宜しいでしょうか。	認めません。
72	8	4	(7)	③		競争参加資格維持管理者の参加資格要件	入札説明書p8(7)の③に記載されている「…。また、電気設備、機械設備を担当する者は、各々の機器保守の実績を有すること。」とは、同p8(7)の②に記載されている電気設備並びに機械設備の業務担当者に対して求められる実績との理解で宜しいでしょうか。	電気設備、機械設備を担当する者の業務実績です。
73	8	4	(7)	③		競争参加資格維持管理者の参加資格要件	「電気設備、機械設備を担当する者」とは建築設備点検保守業務及び建築設備運転監視業務を担当する者と解釈して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、No70の回答も合わせて参照ください。
74	8	4	(7)	③		競争参加資格維持管理者の参加資格要件	清掃、警備について「各々の業務実績を有すること」とありますが、当該実績は官庁発注のみでなく、民間における実績も含むとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
75	8	4	(7)	③		競争参加資格維持管理者の参加資格要件	当該実績においては、発注者、時期、用途、規模等に条件指定は無いと考えて宜しいでしょうか。	時期についてはNo6の回答に示す条件を満たしてください。 発注者、用途、規模についての条件指定はありません。
76	8	4	(7)	④		競争参加資格維持管理者の参加資格要件	修繕業務を担当する者の参加資格は①の「役務の提供等」「建物管理等各種保守管理」「九州沖縄」「A」「B」「C」の資格のみで宜しいでしょうか。ご教示ください。	電気設備、機械設備の修繕業務を担当する者は、入札説明書4.(7)②に示すとおり登録と格付が必要です。
77	8	4	(7)			競争参加資格維持管理者の参加資格要件	修繕業務を担当する者に関する参加資格要件の記述がありませんが、特に必要な資格等はないと考えて宜しいでしょうか。	No76の回答を参照ください。
78	12	9	(4)			追加資料の内容について	『上記7.において競争参加資格があると認められた入札参加希望者に対して、追加資料を下記の要領にて配布する』とありますが、配布される資料は具体的にどのような資料なのか、資料名称レベルにてご教示願います。	資料-1 業務要求水準書の添付資料の一部を予定しています。 具体的な資料名称については、「27. 添付資料」を参照ください。
79	12	9	(5)			本入札説明書に対する質問及び見学会等	再質問時は、第一次審査結果の通知がなされ、応募グループが確定している段階ですが、質問は代表企業名で行なうのでしょうか。	ご理解のとおりです。
80	13	9	(6)			本入札説明書に対する質問及び見学会等	再質問に対する回答は、ホームページに記載ではなく、電子メールによる回答との事ですが、他グループが行なった質問回答も同時に送信されるのでしょうか。	ご理解のとおりです。
81	16	14	(3)			落札者の決定方法等開札（価格審査）	開札時における立会いの人数制限はありますか。また、代表企業以外の構成員、協力会社も開札に立ち会えるのでしょうか。	2名以内としてください。 人数制限を満たしていれば、代表企業以外の構成員、協力会社による立ち会いも認めます。
82	19	19	(3)			契約金額	「契約金額は、落札者が入札書に記載した金額とする」とありますが、契約金額には入札価格に係る消費税が含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 資料-4に明記してありますので、併せて確認ください。